二　運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
三　振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること。
2　次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。
一　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置
三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
四　ＪＩＳ　Ｄ4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの

（車体）

第274条の２　車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の２第１号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
二　車体は、著しく損傷していないこと。
三　座席の地上面からの高さが500㎜未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上１ｍ以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300㎜以上、幅250㎜以上のものにあっては、この基準に適合するものとする。
2　車体の外形その他原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の２第２号の告示で定める基準は、車体の外形その他原動機付自転車の形状が、回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、原動機付自転車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる２平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものは、この基準に適合するものとする。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条　ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の３第２項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60㎝程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを60㎝程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0％、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。
2　第243条第１項又は第259条第１項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　（略）

（新設）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条　ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の２第２項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60㎝程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを60㎝程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0％、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。
2　第243条第１項又は第259条第１項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　（略）